

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私が所持する国民年金手帳の資格取得年月日が昭和48年4月16日となっている上、当該手帳の昭和48年度国民年金印紙検認記録の3月の欄に、「昭和49年4月から昭和50年3月まで検認済A市」のスタンプが押されているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き全ての国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人の夫は被用者年金制度の被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入の対象者となるところ、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、昭和48年4月16日付けで任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の申立人の夫に係る厚生年金保険の標準報酬月額から、当該期間の国民年金保険料の納付が困難な事情は見当たらず、以上を踏まえると、国民年金に任意加入した申立人は、加入した当初の年度となる申立期間の保険料を納付したものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月、13年5月から同年8月までの期間、同年11月から15年4月までの期間及び同年7月から17年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年12月  
② 平成13年5月から同年8月まで  
③ 平成13年11月から15年4月まで  
④ 平成15年7月から17年4月まで

私は、申立期間①から④までの国民年金保険料を、3回に分けて納付した。

A病院東側にある金融機関で、平成14年12月頃に約34万円、16年8月頃に約30万円、17年7月頃に約20万円を国民年金保険料として納付書が使用できる2年間のうちに過年度納付したが、それぞれ、どの申立期間のものかは分からない。

申立期間当時、私は日雇業務で生計を立てており、安定した労働報酬が無かったため、当該期間の国民年金保険料は、督促状とともに送られてきた納付書により納付した。

現在の年金記録に納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの国民年金保険料について、平成14年12月頃に約34万円、16年8月頃に約30万円、17年7月頃に約20万円を、納付書が使用できる2年間のうちに過年度納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成17年9月28日に申立期間④に係る未加入期間国年適用勸奨状が作成されていることが確認できることから、同日において、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、当該期間に係る納付書が作成されたとは考え難く、申立人が主張する国民年金保険料納付時期（16年8月頃又は17年7月頃）において、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が主張するとおり、時効による納付期限までに申立期間の国民年金保険料を過年度納付したとすると、平成14年12月頃には、申立期間①、②及び申立期間③のうち13年11月から14年3月までの10か月分の保険料として13万3,000円を納付することとなり、同年12月頃に保険料として約34万円を納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、金融機関で納付したとする申立期間の納付記録が漏れたとは考え難い。

加えて、オンライン記録により、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から17年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から17年6月まで

私は、平成14年4月に会社都合により退職し、A市役所において国民年金の免除申請を行ったところ、その翌年度に同市役所から来所依頼の通知があり、市役所の窓口で、「今回は全額免除は難しく半額免除になる。」と言われた記憶がある。その後も、免除申請は毎年行っており、妻が代理で私の免除申請を行った際に、妻から全額免除にしてもらったとの連絡があったことも記憶している。

しかし、国の年金記録では、申立期間の保険料が未納とされており、免除となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年4月に会社都合により退職後、自らA市役所において国民年金の免除申請手続きを行い、その後、申立人の妻が代理で同市役所において免除申請手続きを行ったと主張している。

しかしながら、申立人に係る平成17年度の国民年金保険料免除申請書によると、申立人は、前年の所得が370万円を超えていたが、平成17年10月7日に事業所を退職したことにより、同年9月からの国民年金保険料が免除されていることが確認でき、14年4月から収入減により免除申請していたとする申立内容とは符合しない上、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立期間のうち同年4月から16年9月1日まで厚生年金保険の加入記録が確認できる。

なお、上記の国民年金保険料免除申請書に添付されているB社作成の書面によると、申立人は、平成17年10月7日までC社において勤務していたことが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年9月まで

私は、年金記録を照会したところ、「ねんきん特別便」では気付かなかつた申立期間の国民年金保険料の未納が分かった。

申立期間の国民年金保険料については、母から「未加入期間が有ると、年金を受け取ることができない場合もある。集金人に保険料を納付した。」と聞いており、当時の国民年金手帳も見付かったので、もう一度調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月に払い出されているところ、当該手帳記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿並びに同市の昭和47年度及び48年度の収滞納一覧表によると、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録と一致する。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が集金人に保険料を納付したとする供述以外に、申立期間の保険料に係る具体的な納付方法等の記憶は無い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成4年5月まで

私が20歳の誕生日を迎えたとき、親に国民年金の存在を教えられ、家計費と一緒に国民年金保険料を手渡していた。国民年金の加入手続は父親又は母親が行い、保険料は、主に亡くなった父親が納付しており、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人に対して、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、申立人の氏名を複数の読み方により検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人の両親は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の両親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から58年8月までの期間及び同年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月から58年8月まで  
② 昭和58年9月から61年3月まで

私は、結婚後の昭和55年11月に婦人会の役員に勧められ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自宅に来た婦人会の集金人に納付していた。証言者として、婦人会役員や一緒に保険料を納付していた友人がおり、申立期間の保険料を納付した記録が無いとされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年11月に国民年金の加入手続を行い、婦人会の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月にA市で払い出されていることが確認できる上、前後の被保険者の加入状況から、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続（第3号被保険者該当届）が行われたものと推認される。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、B県内で申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、戸籍の附票によると、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする昭和55年11月以降、同一市内に住所を定めていることが確認できることから、国民年金の被保険者管理は、住民基本台帳により行われることから、同一市において同一人に対し複数の同手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳によると、申立期間①及び②に係る国民年金の資格記録は見当たらず、これは、申立人が所持する年金手帳の資格記録及びオンライン記録と一致し、当該期間は国民年金に未加入の期間であることが確認できる。

加えて、申立人が挙げた証言者から聴取したが、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から55年4月までの期間、同年5月から57年4月までの期間、同年5月から58年4月までの期間、59年2月から63年3月までの期間及び同年9月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から55年4月まで  
② 昭和55年5月から57年4月まで  
③ 昭和57年5月から58年4月まで  
④ 昭和59年2月から63年3月まで  
⑤ 昭和63年9月から平成元年3月まで

私は、昭和52年5月22日にA市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書により銀行又は郵便局で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月22日にA市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により銀行又は郵便局で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(\*)は、昭和63年12月に払い出されており、当該記号番号前後の被保険者の記録から、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、52年5月22日に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入手続時点において、申立期間①、②、③及び申立期間④のうち昭和59年2月から61年10月までの国民年金保険料は、既に時効により納付することができず、申立期間④のうち同年11月から63年3月までの保険料は過年度納付、申立期間⑤の保険料は現年度納付することが可能であったものの、A市の国民年金台帳において当該期間の保険料を納付したとする形跡は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとする主張も無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方により検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から54年3月まで

私は、婚姻後の昭和45年2月頃に、A社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、加入手続以降、未納にすることなく国民年金保険料を納付してきた。

しかし、年金記録を確認すると、申立期間の国民年金保険料が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月に払い出されており、同手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入記録から、同年6月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、加入手続の時期について、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続が行われた昭和54年6月時点では、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、52年4月から54年3月までの期間の保険料は、過年度納付することが可能であるものの、B市の国民年金台帳及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳のいずれにおいても、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらず、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとする主張も無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。